口座売買は犯罪です！

『口座売買』とは

通帳・キャッシュカードだけでなく、インターネットバンキングのログインID・パスワードを「譲り渡す」「譲り受ける」「貸借する」などの行為です。また、口座情報を教える行為も『口座売買』に含まれます。
これらの行為は、有償・無償を問わず犯罪となり、刑事罰を受ける可能性があります。

『口座売買』すると

振込め詐欺など犯罪に利用される等、マネー・ローンダリングに悪用され、売る側も買う側も、保有する口座が凍結されたり、新規の口座開設も極めて困難になります。

口座が不正に利用されていることが判明した場合には、口座の利用停止または解約をさせていただきます。
また、今後の当金庫とのお取引をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承願います。

https://www.youtube.com/watch?v=eww7iSNOStM

※警察庁・金融庁提供「口座を売った、それだけで。」はコチラ➡

【口座売買によって問われる罪の例】

犯罪収益移転防止法 （1年以下の拘禁刑もしくは100万円以下の罰金またはその両方）	・自分や他人名義の通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングのログインID・パスワードを譲り渡す行為、譲り受ける行為
詐欺罪（刑法） （10年以下の拘禁刑）	・他人に譲り渡す目的での口座開設や、他人や架空の名義での口座開設
窃盗罪（刑法） （10年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金）	・他人名義の口座からATMで現金を引き出す行為
不正アクセス禁止法 （不正アクセスをする目的であることを知っていた場合は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金。知らなかった場合でも、30万円以下の罰金）	・インターネットバンキングのログインID・パスワードなどの口座情報を第三者に教えたり、譲渡・販売する行為